

放射線障害防止法関連法令改正に伴う放射性同位元素取扱教育に係る 放射線管理手帳の放射線防護教育歴「H欄」の記入について

1. 放射線障害防止に関する法令の改正

放射線障害防止に関する法律施行規則が平成 30 年 4 月 1 日施行された。

これにより、放射性同位元素取扱教育課目の「放射線障害の防止に関する法令」と「放射線障害予防規程」の課目が統合されたため、放射線管理手帳の放射線防護教育歴「H欄」のページについて、下記の通り記入方法を一部変更する。

2. 放射線管理手帳の放射線防護教育歴「H欄」への記入について

「放射線障害の防止に関する法令」と「放射線障害予防規程」の課目を統合した R I 事業者が教育を実施した際は、放射線防護教育歴「H欄」に法令の教育項目に合せ、下記の改正後の記入を行う。

なお、課目統合を実施していない R I 事業者については、改正前の記入を行う。

<改正前>

教育項目	手帳に記入する場合
放射線の人体に与える影響	ア
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	イ
放射性同位元素及び放射線発生装置による 放射線障害の防止に関する法令	ウ
放射線障害予防規程	エ

<改正後>

教育項目	手帳に記入する場合
放射線の人体に与える影響	ア
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	イ
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	ウ(エ)

「放射線障害の防止に関する法令改正」についての詳細は、下記サイトをご参照下さい。

http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/setsumeikai.html